|  |
| --- |
| 誓　約　書令和 年　 　 月 　 　日いばらきグローバルビジネス推進協議会会長　殿　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　 住　 所　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　名　　称　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　 代表者役職・氏名 　 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第７条の規定の趣旨を踏まえ，下記事項について誓約いたします。これらが，事実と相違することが判明した場合には，当該事実に関して貴協議会が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。記１　個人又は法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員ではありません。２　次のいずれかに該当する者ではありません。　　(1) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者　(2) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが，実質的には暴力団員がその運営を支配している事業者　(3) 暴力団員であることを知りながら，その者を雇用し，又は使用している者（事業者を含む。）　　 (4) 暴力団員であることを知りながら，その者と下請契約又は資材，原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）　(5) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者　(6) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む。）　○　茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）より抜粋　（公共工事等に係る措置）　第７条　県は，公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう，暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。○　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）より抜粋 （定義）　第２条　この法律において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。　 (2) 暴力団　　　 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。　 (6) 暴力団員　　　 暴力団の構成員をいう。 |